広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崹 英 彦

広島県規則第十五号

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の 一部を

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第十条の次に次の四条を加える。 第七条(見出しを含む。)及び第八条第五号中「方法書」の下に「及び要約書」 を こ加える。

(方法書及び要約書の公表)

第十条の二 条例第七条第三項の規定による方法書及び要約書の公表は、 うち適切な方法により行うものとする。 次に掲げる方法 \mathcal{O}

事業者のウェブサイトに掲載すること。

県のウェブサイトに掲載すること。

Ξ トに掲載すること。 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力を得て、当該市町のウェブサイ

(方法書説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会 ごとに開催するものとする。 要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域 に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、 一項に規定する地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必 条例第六条第

(方法書説明会の開催の公告)

第十条の四 第九条第二項の規定は、 条例第七条の二第二項の規定による公告に つい 、て準用

- 2 する。 条例第七条の二第二項の規定による公告は、 次に掲げる事項について行うものとする。
- の所在地) 事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- ____ 対象事業の名称、 種類及び規模
- Ξ 対象事業実施区域
- 兀 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市 町
- Ŧī. 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であっ て規

則で定めるものは、 次に掲げる事由とする。

- 天災、 交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- ____ 明会を円滑に開催できないことが明らかであること。 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説

第十五条中「準備書及び要約書」」を「準備書」」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(準備書及び要約書の公表)

第十七条の二 係地域」と読み替えるものとする。 るのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは 項の規定による公表について準用する。 第十条の二の規定は、 条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三 この場合において、 第十条の二中「方法書」とあ 関

第十八条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第十八条 る。 Ę 用する。この場合において、第十条の三中「方法書説明会」とあるのは 「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとす 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会につ 「準備書説明会」 いて準

める。 項」の下に「において準用する条例第七条の二第二項」を加え、同条第二項を次のように改 第十九条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、 同条第一項中 「第十六条第二

準備書説明会」と読み替えるものとする。 六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、 項の規定による公告について準用する。この場合において、 第十条の四第二項の規定は、 条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二 「方法書説明会」とあるのは 第十条の四第二項中「条例第 _

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(責めに帰することができない事由)

第二十一条 第二十条第十条の五の規定は、 十条の五中「方法書説明会」とあるのは、 項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、 削除 条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四 「準備書説明会」と読み替えるものとする。 第

第二十七条中「評価書及び要約書」」を「評価書」」に改める

第二章第三節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(評価書及び要約書の公表)

第二十九条の二(第十条の二の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条 とあるのは 第三項の規定による公表について準用する。 「評価書」と、 同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」 この場合において、 第十条の二中 とあるのは 「方法書」

「関係地域」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項を次のように改める。

のとする。 た事後調査に関し、 条例第三十条第一項の事後調査報告書は、 別記様式第八号により作成し、 四月一日から翌年三月三十一日までに実施し 当該翌年六月三十日までに提出するも

第三十八条の表第七条第一 項及び第二項の項を次のように改める。

ら第三項まで	
事業者	
都市計画決定権者	

第三十八条の表第七条第一項から第三項までの項の次に次のように加える。

で 項から第四項ま	事業者	都市計画決定権者

第三十八条の表第十六条第一項か ら第四項までの項を次のよう に
致
め
る。

<u> </u>	- アダダーエネな愛见エミット	エスに参加エッシューのエーを沿のここでいれるよう
及び第二項 第十六条第一項	事業者	都市計画決定権者

を削る。 第三十九条第二項中 「及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合

第四十二条の表第十条の項の次に次のように加える。

第十条の四第二	項第一号の四第二	項十条の四第二	項十条の四第一			第十条の三	号 十条の 二第三	号 十条の 二第一	第十条の二
対象事業	務所の所在地) 代表者の氏名及び主たる事 人にあっては、その名称、 事業者の氏名及び住所(法	条例第七条の二第二項	条例第七条の二第二項	事業者	条例第六条第一項	条例第七条の二第一項	条例第六条第一項	事業者	条例第七条第三項
都市計画対象事業	都市計画決定権者の名称	用される条例第七条の二第二項第三十八条の規定により読み替えて適	用される条例第七条の二第二項第三十八条の規定により読み替えて適	都市計画決定権者	用される条例第六条第一項	用される条例第七条の二第一項第三十八条の規定により読み替えて適	用される条例第六条第一項第三十八条の規定により読み替えて適	都市計画決定権者	用される条例第七条第三項第三十八条の規定により読み替えて適

第三号の項、第二十条各号列記以外の部分の項、第二十条第二号の項、第二十一条第一項の第四十二条の表第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項、第十九条第二項 項及び第二十一条第二項の項を削り、 同表第二十二条の項の前に次のように加える。

第四十二条の表第十八条の項、 第十九条第一項の項及び第十九条第二項の項を次のように

改める。

第四十二条の表第	条の表第十七条の項の次に次のように加える。	加える。
第十七条の二	項項する条例第七条第三項におい	み替えて適用される条例第七条第三項準用する、第三十八条の規定により読用される条例第十五条第二項において第三十八条の規定により読み替えて適
	条例第六条第一項	用される条例第六条第一項第三十八条の規定により読み替えて適

項第二号		
項第三号 第十条の四第二	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
項第四号 第十条の四第二	条例第六条第一項	用される条例第六条第一項
列記以外の部分第十条の五各号	条例第七条の二第四項	用される条例第七条の二第四項
	事業者	都市計画決定権者
房十条の 五第二	事業者	都市計画決定権者
将国十二条り長 育	寛国十二条の長寛十占条の頁の欠こ欠のようこ叩える。	叩える。

	第二十条
事業者	第四項 て準用する条例第七条の二
都市計画決定権者	四項の有法での人物では、その人物では、その人物では、その人物では、その人物では、その人物では、その人物では、その人物では、その人物が、ため、その人物が、その人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人

第四十二条の表第二十九条の項の次に次のように加える。

R	第二十九条の二
条例第六条第一項	三項 三項 条例第二十二条第二項にお
用される条例第六条第一項第三十八条の規定により読み替えて適	項 項 り し の 規定により の 規定により 読み 替えて 適用 される 条例 第二十八条の 規定により 第三十八条の 規定により 読み 替えて 適用 される 条例 第二十八条の 規定により 第三 十八条の 規定により

改める。 第四十四条の表第十五条第二項の項及び第十六条第一項から第四項までの項を次のように

港湾管理者	事業者	第十六条第一項
り公表しなければならない。	す約及約第項」法(
備書及び第十四条こ規定する要約書を 措置を講じるとともに、規則で定める 内において、準備書を作成した旨その 内において、準備書を作成した旨その がにおいて、準備書を作成した旨その るにおいて、準備書を作成した旨その	²⁰ 或一とあるのは「期 のは「第十五条第一項に規定 のは、第十五条第一項 に前条第一項に規定 なる。この場合におい て て 条第二項及び第三項	第十五条第二項

第四十四条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

	第十六条第二項
項二は五月第中場合準前:	第二項から
、主の項の規定による公告を を定めて、ための開催を予定するの人気の にする日の一週間前までにめる をするときは、知事ので たける日の一週間前まで にかで たかで きるものと する 日の た で た の 見 の 見 の た の た の た の た の た の た の た の	者は、準備書説明会を開

改める。		
第十八条	第十六条第一頁り見定こよ 第十条の三の規定は、条例	る条列第十六条第一頁り見官こよる進条例第三十六条第二項において準用す
	備書説明会につい	書説明会は、できる限り準備書説
	る。この場合におい	参加する者の参集の便を考慮
	条の三中「方法書	催の日時及び場所を
	とあるのは「準備書	係地域に二以上の市町の区域が
	」と、「条例	ことその他の理由により事
	に規定する地域」と	要と認める場合には、準備書説明
	は「関係地域」と読	開催すべき地域を二以上の区域に
	るものとす	して当該区域ごとに開催するもの

第四十五条の表第十八条の項、 第十九条第一項の項及び第十九条第二項の項を次のように

ŕ	
•	
)	Ē
	P
)	

着えるものとする。 着えるものとする。この場合において準備書」と、同時、 第十条の二の場合において準備書」と、同じ、 「第十条の二の場合において準備書」と、 「第十条の二の 「十条の二の	
条例第三十六条第二項において弾用す そ例第三十六条第二項において弾用す	

ていていていたの	どのこのシュージカンラス	
第十七条の二	規定による公表について準 者のウェブサイトに掲載すること、県用する条例第七条第三項の 湾管理者が行うべき公表は、港湾管理第十五条第二項において準 る条例第十五条第二項の規定により港第十条の二の規定は、条例 条例第三十六条第二項において準用す	載すること、県るは、港湾管理の規定により港
	目ける。こう易合こう、こうケェブナイ、こ曷武ト	らここてよ 引

第四十五条の表第十五条の を 「準備書」 _ に改め、 同表第十

七条の項の次に次のように加える。

		条第二
二十一条こ現定するとあるのは「第二十二条こ現主手のは「第二十二条第第三項中「第二十二条第	 評 と条二甲の価 価「あ第十「場書) 書方る一二前合に 法の項条項につ と書はに第」おい 	七条第二項及び第三項
	より公表しなければならない。 書及び第二十一条に規則で定める事項を周知すると により、同項の縦覧期間内に において、評価書を作成した旨 の縦覧期間内に 、前項の縦覧期間内に 、関係	は、規則で定めるところ

第四

十四条の表第二十二条第二項の項を次のように改める。

み替えるものとする。

催に関し必要な事項は、規則で定める。定めるもののほか、準備書説明会の開ることを要しないものとし、この項に備書説明会を開催することができない

項第

一十二条第二

る書第 えぇ る気 53 のそ と要 す糸

項中 準 ・備書及び要約書」

育日十五条り長育	第 十 九 条 第 二 項	第十九条第一項	•
上し条育二頁育一寺の頁、育	第十条の四第二項の規定は、 第十条の四第二項の規定する。 において準用する。この 場所会」とあるのは「準 開会」とあるのは「 海 で り に た る の に た る の の に た 、 第 十 条 の 第 二 項 の の た 条 例 第 十 六 条 の 第 二 項 の の る 条 例 第 十 六 る の の に お い て 準 用 す る 。 。 こ の よ の に お い て 、 第 十 条 の 第 二 項 の る 条 例 第 二 の の る 条 の 第 二 の る の と 志 の に お い て 、 第 一 の る の に お の に ろ の に ろ の の ろ の に ろ の の ろ の の に ろ の の の に ろ の の の ろ の に ろ の の に の に	第九条第二項の規定は、条 第九条第二項の規定する%第二項の規定する地域」と読み替っに でとする地域」と読みする。この場合につ でとする地域」と読みするのは、 でとする地域」と読みするのは、 でとするにの の規定は、条	
将国十丘条の長倉十九条倉二頁倉一寺の頁、倉十九条倉二頁為二寺の頁、倉十九条倉二百	条例第三十六条第二項において準用す	する。 する。 する。 すること(当該市町の協力が得られた が属する日刊新聞紙に掲載する主とそ が属する市町の協力が得られた が属する市町の協力が得られた し、官報に掲載すること、関係地域 が属する日刊新聞紙に掲載すること、関係地域 が属する日刊新聞紙に掲載すること、関係地域 すること(当該市町の協力が得られた し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、関係地域 し、国家 し、関係地域 し、国家 し し、国家 し し し し し し し し し し し し し	-

第三号の項、第二十条各号列記以外の部分の項、第二十条第二号の項、第二十一条第一項の第四十五条の表第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項、第十九条第二項

		項
第四十五条の表第	第二十条	反び第二十一条第二項の項を削り、
第四十五条の表第二十七条の項中「及び要約書」を削り、	第十条の五の規定は、条例第十条の五の規定は、条例	
を削り、司表第二十九条の項の次こ次	条例第三十六条第二項において準用す	同表第二十二条の項の前に次のように加える。

第四十五条の表第二十 七条の項中 一及び要約書」 を 肖 V 同表第二十九条の項の ł 次の

ように加える。

		第二十九条の二
あるのは「関係地域」と読第一項に規定する地域」と同条第三号中「条例第六条	「二の公第 二の公第 一 小 小 小 よ 七 条 七 条 二 の 公 第 七 、 二 の よ 、 第 七 、 赤 七 し る た て よ こ 、 二 い - - - - - - - - - - - - -	第二十二条第二項において第十条の二の規定は、条例
	価書」と読み替えるものとす七条の二中「準備書」とあるて準用する。この場合におい価書及び要約書を公表する場条第二項の規定により港湾管	条第二項において準用する条例第二十第十七条の二の規定は、条例第三十六

項 項 、当該翌年六月三十日ま に限られる法対象港湾計画については、 当該翌年三月三十一日までに 書は、四月一日か る条例第三十条第一項の事後 条例第三十条第一項の事後 条例第四十三条第二項において準用す
--

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。